

公益社団法人北海道交通遺児の会

【概要】

1 沿革

道内の交通事故死者が激増し、憂慮すべき事態にあった昭和49年に元札幌市長高田富與氏が同憂の士に呼びかけ、本会が創立されました。

| | | |
|------------|-----------------|-------|
| 昭和49年12月1日 | 北海道交通遺児の会 | 事業部設置 |
| 昭和50年4月1日 | 北海道交通遺児の会 | 事務局設置 |
| 昭和51年8月24日 | 社団法人北海道交通遺児の会 | 設立許可 |
| 平成23年4月1日 | 公益社団法人北海道交通遺児の会 | 公益認定 |

2 目的

本会は、突然の交通事故により、保護者を失った子供又は保護者が重度後遺障害のため就労できない家庭にある子供（以下「交通遺児」という。）が、明るく健やかに成長されることを願い、励まし守ってあげることが社会の責務であるとの考えから、子供たちやその家族の方々が自信と誇りをもって力強く生き抜いていただけるように、支援激励することを目的として各種事業を実施しております。

3 事務局所在地

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目

大通バスセンタービル1号館6階



電話 011-232-8688

FAX 011-232-8689

ホームページ <https://h-koutuuijinokai.or.jp>

4 令和5年度事業計画（抜粋）

（1）育英奨学事業の実施

ア 交通遺児の実態調査の実施

この調査は、本会の諸事業を効果的に推進するための基礎資料とするものであり、全道を対象として実施する。

イ 奨学金の支給

経済的な理由により高等学校や大学等への就学が困難と認められる交通遺児を対象に、奨学金を申請により支給する。（返還義務はありません。）

高校生は1人月額2万円（年額24万円）、大学等生は1人月額1万円（年額12万円）

ウ 入学祝金贈呈

小学校、中学校、高等学校及び大学等に進学する交通遺児に入学祝金を申請により贈呈する。

小学校、中学校及び高等学校は1人2万円、大学等は1人10万円

エ 卒業祝金贈呈

高等学校を卒業し、進学をせず就職等をする交通遺児に卒業祝金を申請により贈呈する。

1人5万円

オ 修学旅行支援金の支給

小学校、中学校及び高等学校の修学旅行参加者に、修学旅行支援金を申請により支給する。

小学生は1人1万円、中学生は1人2万円、高校生は1人3万円

カ 図書カードの贈呈

交通遺児に図書カードを贈呈する。

1人3千円分

（2）連絡相談活動の実施

本会事業の活用の促進や交通遺児の支援の充実などを図るため、随時、事業内容を各家庭に周知するほか、アンケートや個別事業の実施を通じて、本会に対する意見要望などの把握に努める。

また、交通遺児やその家族の悩み、疑問を受け付ける窓口を設置し、適切な対応に努める。

（3）交歓交流事業の実施

交通遺児に対する激励と交通遺児家庭相互の交歓交流を図るため、レクリエーションを実施する。

（4）交通事故物故者慰霊祭の開催

本会の創立当初から開催しているもので、本年度も交通遺児とその家族、関係者が参列して、第48回交通事故物故者慰霊祭を交通事故撲滅祈願と併せて開催する。

（5）事業推進のための活動

会員の加入促進と寄付金、募金の確保に努め事業の円滑な推進を図る。

5 会の運営資金

- (1) 会 費 本会の趣旨に賛同された会員の皆様からのご支援
(正会員 42 賛助会員 51)
- (2) 助 成 金 公益財団法人北海道新聞社会福祉振興基金からの助成
- (3) 寄 付 金・募 金 篤志家の皆様からの浄財
- (4) 基本財産等の運用 基本財産等の運用益金
- 以上の資金により諸事業を実施しております。

* 寄付金の控除*

本会への寄付金は公益社団法人への寄付金となりますので、所得税法又は法人税法に定める寄付金控除が認められております。

特に、個人の寄付金については、北海道知事から「税額控除に係る証明書」を受理しておりますので、所得税の税額控除を受けることができます。 ※ホームページを参照

また、個人住民税についても、北海道及び条例を定めている市町村については、寄付金控除が受けられます。念のため住所地の市町村にお問い合わせください。

6 交通遺児数(令和4年度実態調査結果)

(単位：人、世帯)

| 区 分 | 幼 児 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 大学等 | 計 | 世帯数 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 札幌市 | — | 6 | 13 | 16 | 24 | 59 | 42 |
| 空知地区 | 1 | 3 | 2 | 6 | 6 | 18 | 13 |
| 石狩地区 | — | 3 | — | 1 | 2 | 6 | 4 |
| 後志地区 | — | 2 | 4 | 6 | 5 | 17 | 10 |
| 胆振地区 | — | 2 | 2 | 4 | 1 | 9 | 5 |
| 日高地区 | — | — | 1 | 2 | 2 | 5 | 3 |
| 渡島地区 | — | 2 | 2 | 7 | 6 | 17 | 10 |
| 檜山地区 | — | — | — | — | — | — | — |
| 上川地区 | — | 3 | 4 | 6 | 5 | 18 | 12 |
| 留萌地区 | — | — | — | — | — | — | — |
| 宗谷地区 | — | 1 | — | 1 | 2 | 4 | 1 |
| オホーツク地区 | — | 1 | 1 | 1 | 4 | 7 | 7 |
| 十勝地区 | — | 3 | 6 | 6 | 1 | 16 | 9 |
| 釧路地区 | — | 7 | 10 | 5 | 4 | 26 | 15 |
| 根室地区 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 6 | 4 |
| 計 | 2 | 34 | 46 | 63 | 63 | 208 | 135 |

公益社団法人北海道交通遺児の会役員名簿

令和5年6月21日現在

| 役 職 | 氏 名 | 所 属 団 体 等 |
|-------|---------|-----------------------------|
| 会 長 | 工 藤 修 二 | 公益社団法人北海道トラック協会会長 |
| 副 会 長 | 鈴 木 康 治 | 一般社団法人北海道ハイヤー協会専務理事 |
| 副 会 長 | 岡 田 勝 博 | 一般社団法人北海道バス協会常務理事 |
| 理 事 | 甲 谷 恵 | 公益社団法人北海道交通安全推進委員会筆頭副会長 |
| 理 事 | 北 崎 勝 也 | 一般財団法人北海道交通安全協会総務担当部長 |
| 理 事 | 辻 澤 英 隆 | 北海道自家用自動車協会連合会専務理事 |
| 理 事 | 福 田 昇 | 一般社団法人日本自動車販売協会連合会札幌支部専務理事 |
| 理 事 | 千 葉 順 一 | 一般社団法人札幌地方自動車整備振興会専務理事 |
| 理 事 | 藤 井 一 志 | 北海道高等学校長協会副会長（北海道札幌東高等学校長） |
| 理 事 | 祖 根 聖 吾 | 札幌市中学校長会指導部長（札幌市立陵北中学校長） |
| 理 事 | 石 川 篤 司 | 札幌市小学校長会事務局幹事（札幌市立札幌苗緑小学校長） |
| 理 事 | 平 賀 雅 俊 | 札幌中古自動車販売協会事務局長 |
| 理 事 | 古 舘 利 幸 | UDトラックス北海道株式会社代表取締役社長 |
| 理 事 | 西 村 玲 子 | 家族代表 |
| 理 事 | 阿 部 しのぶ | 家族代表 |
| 監 事 | 村 上 康 二 | 公認会計士・税理士 |
| 監 事 | 松 橋 謙 一 | 一般社団法人札幌地区トラック協会会長 |
| 専務理事 | 吉 田 正 昭 | 公益社団法人北海道交通遺児の会事務局長 |